

府中農業の現状と課題

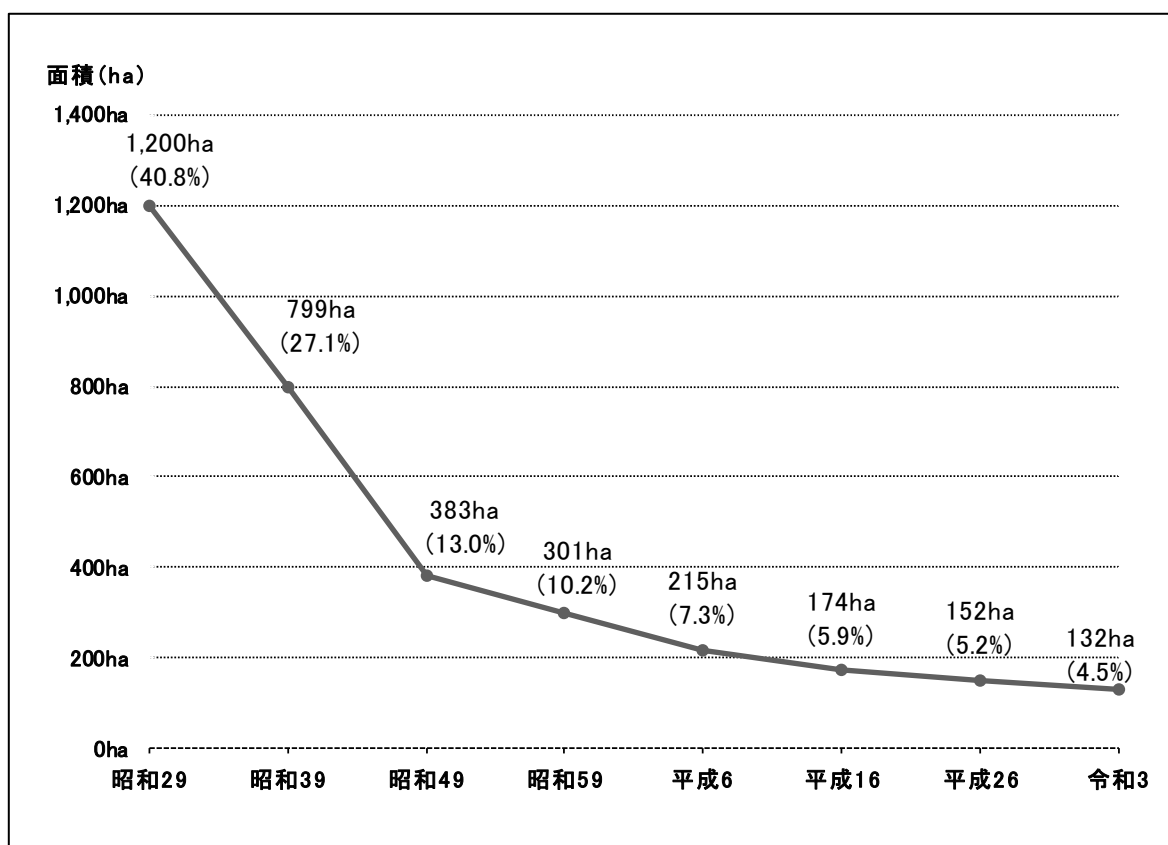
第 1 府中農業の現状

1 農地

(1) 農地の減少

市内の農地は、昭和 29 年頃には 1,200 ヘクタールで、市の総面積 2,943 ヘクタールに対し約 40 パーセントを占めていましたが、都市開発により宅地や公共用地などに転用され、平成 28 年には総面積に対する割合が 5 パーセントを下回り、現在では更に減少が進み、残存する農地は 132 ヘクタールで、市の総面積に対する割合は 4.5 パーセントとなっています。特に市の中心部における減少が顕著となっています。

【府中市農地面積の推移】



※括弧内は府中市の面積に対する農地面積の割合 (%)

(資料：府中市農業委員会)

《第 3 次計画からの経過》

農地面積は、第 3 次計画策定時から引き続き緩やかに減少しています。第 3 次計画では、令和 3 年の農地保全の目標面積を 125 ヘクタールとしています。

これを7ヘクタール上回る農地が保全されています。

第3次計画の策定後の7年間に減少した農地19.8ヘクタールの内訳は、生産緑地が7.4ヘクタール（37パーセント）、宅地化農地が12.4ヘクタール（63パーセント）です。

【第3次計画における農地面積の目標と実績】

区分		平成26年	令和3年	増減
第3次計画目標		—	125.0ha	—
実績	農地合計	152.2ha	132.4ha	△19.8 ha
	生産緑地	102.3ha	94.9ha	△7.4 ha
	宅地化農地	49.9ha	37.5ha	△12.4 ha

(資料：府中市農業委員会)

農家1戸当りの平均経営耕地面積は、第3次計画策定時から概ね横ばいで令和3年においては494平方メートルへとなっています。一方で経営耕地面積別農家戸数の変化を見ると経営耕地面積が3,000平方メートル以下の農家の占める割合が増えており、小規模の農家が増加する傾向にあります。

生産緑地の指定については、平成23年度に生産緑地の指定が一度解除された農地について再度指定が受けられるよう制度を改正したほか、平成29年度には指定面積の下限を従前の500平方メートルから300平方メートルに引き下げる制度改正を行い、より多くの農地が生産緑地として保全されるよう取組が進んでいます。

【経営耕地面積別農家戸数と割合】

経営耕地面積	平成16年		平成26年		令和3年	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
1,000㎡以下	121	25.5	127	27.1	127	30.5
1,001～3,000㎡	153	32.2	168	35.9	156	37.4
3,001㎡～5,000㎡	105	22.1	90	19.2	62	14.9
5,001㎡～7,000㎡	45	9.5	39	8.3	33	7.9
7,001㎡～10,000㎡	32	6.7	23	4.9	20	4.8
10,001㎡以上	19	4	21	4.5	19	4.6
合計	475	100	468	100	417	100

(資料：府中市農業経営調査)

(2) 農地の細分化及び住宅との混在化

市内の農地は、相続発生時の相続税納付及び遺産分割による農地の一部売却、公共事業に係る部分の農地の提供等のため、農地の細分化及び住宅との混在化が進み、これに伴う農作業の非効率化や隣接する住宅等の影響による日照不足、通風障害など、良好な農業環境を保つことが困難になりつつあります。一方で、農地近隣の住環境においても、農地の雑草の繁茂や害虫等の防除作業による農薬の飛散、耕運機等による騒音、砂じん等が問題となる場合が生じています。

2 農家と農業従事者

(1) 農家戸数及び農業従事者の減少

昭和30年には、農家戸数は1,340戸、農業従事者は3,425人でしたが、平成26年には468戸、1,020人、令和3年には417戸、937人に減少しています。

相続に起因する農地の売却や農業従事者の高齢化、後継者の不在などにより廃業する農家もいる一方で、地価の高い都市地域で新たに農地を購入し農業を始めることは極めて困難なことから、農家戸数及び農業従事者の減少は歯止めがかからないのが実情です。

【農家戸数の推移】

昭和61年	平成8年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	令和3年	第3次計画 目標値(令和3年)
688戸	555戸	504戸	475戸	470戸	468戸	417戸	460戸

(資料：府中市農業経営調査)

【農業従事者数の推移】

昭和61年	平成8年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	令和3年	第3次計画 目標値(令和3年)
1,380人	1,223人	1,074人	1,091人	1,038人	1,020人	937人	980人

(資料：府中市農業経営調査)

【専業・兼業の別の農家戸数】

区分	専業	兼業			合計	
		第1種	第2種	自給のみ		
						戸数
平成26年	戸数	10	20	438	119	468
	割合	2.1	4.3	93.6	25.4	100
令和3年	戸数	11	18	388	141	417
	割合	2.6	4.3	93.0	33.8	100

(資料：府中市農業経営調査)

《第3次計画からの経過》

農家戸数は、第3次計画策定時には概ね横ばいで推移していたことから、令和3年の目標戸数を460戸と設定しましたが、計画期間中においては平均で年間約7戸が減少し、第3次計画の目標戸数を43戸下回ることとなりました。また、農業従事者数についても第3次計画の目標人数980人に対し令和3年の実績は937人で、目標人数を43人下回っています。農家世帯における相続の発生や高齢化、後継者不足を背景に、農家戸数及び農業従事者数ともに減少傾向が加速しつつあります。

(2) 農業従事者の高齢化

平成16年の農業従事者の平均年齢は62.0歳、平成26年では64.9歳、令和3年では65.3歳となっており、農業従事者の高齢化は農家戸数や農業従事者の減少とともに、本市の農業の継続にとって深刻な問題となっています。

これは、新規就業者が少ないことが主な要因と考えられますが、相続により農地が減少するなかで、特に小規模な農家は十分な収益を得ることが難しいことから、後継者の確保が難しくなっています。令和3年度に実施した府中市農業振興計画策定のための農家アンケート調査（以下、「農家アンケート調査」といいます。）の結果では、43.0パーセントの農家が後継者はいないと回答しています。

【年齢別農業従事者数】

区分		30歳以下	31～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明(無回答)	合計
平成26年	人数	26	62	115	179	246	229	184	15	1,020
	割合	2.5	6.1	11.3	17.5	24.1	22.5	18.0	1.5	100
令和3年	人数	25	55	103	148	200	215	177	14	937
	割合	2.7	5.9	10.1	15.8	21.3	22.9	18.9	1.5	100

(資料：府中市農業経営調査)

【農業後継者の有無】

区分	平成25年度		令和3年度	
	回答数	割合	回答数	割合
本人	70	17.4	26	14.0
子ども	155	38.5	59	31.7
いない	123	30.5	80	43.0
検討中	43	10.7	16	8.6
その他	0	0.0	2	1.1
無回答	12	3.0	3	1.6
合計	403	100	186	100

(農家アンケート調査)

《第3次計画からの経過》

農業従事者の平均年齢は、第3次計画策定時では64.9歳でしたが、令和3年では65.3歳となっています。年齢別農業従事者数では、第3次計画策定時と比べて70歳以上の割合が増加しており、高齢化が進行しています。

また、平成25年度の農家アンケート調査の結果では、後継者がいない農家が30.5パーセントでしたが、令和3年度では43.0パーセントと大きく増加しているほか、50歳未満の農業後継者で構成する府中市農業後継者連絡協議会の会員数についても、第3次計画策定時では56人、令和3年では41人と大きく減少しており、後継者不足が進んでいます。

(3) 家族労働

農家1戸当たりの平均農業従事者数は平成26年及び令和3年のともに2.2人、農業従事者に占める女性の割合は平成26年が42.2パーセント、令和3年が41.4パーセントで、夫婦や親子など家族労働を単位とした経営が中心となっています。

農家アンケート調査で、後継者不足などの労働力不足への対応の問いでは、「家族でできる範囲で対応する」が半数以上を占め、家族労働で対応していくことがうかがえます。雇用労働力による対応については、「パートを雇う」と回答したのが、平成25年度7.2パーセントから令和3年度9.1パーセントへ、「人（常勤）を雇う」と回答したのが2.2パーセントから2.7パーセントへとそれぞれ増加しています。また、援農ボランティアの活用による対応を考えている農家は、平成25年度13.4パーセントから令和3年度20.4パーセントへと増加しています。

【労働力不足への対応（複数回答）】

回答選択枝	平成25年度		令和3年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
家族でできる範囲内で対応する	222	55.1	119	64.0
機械化などによる省力化を図る	105	26.1	68	36.6
援農ボランティアを活用する	54	13.4	38	20.4
規模を縮小する	54	13.4	33	17.7
うね売り、摘み取りなど手のかからない方法で対応	26	6.5	21	11.3
パートを雇う	29	7.2	17	9.1
人（常勤）を雇う	9	2.2	5	2.7

（資料：農家アンケート調査）

(4) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者は、地域の農業の中心的な担い手として期待される存在です。認定を受けた経営体数は令和2年度で67経営体となっており、近年は概ね横ばいとなっています。一方、農業者数については、家族での共同申請を推奨してきたことから、増加傾向で推移しています。

【府中市の認定農業者数】

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経営体数	65	65	66	64	67	67	67	67
個人	37	35	34	25	26	26	26	26
共同	27	29	31	38	40	40	40	40
法人	1	1	1	1	1	1	1	1
農業者数	107	111	113	127	134	134	132	134
男	82	84	85	88	94	94	93	93
女	24	26	27	38	39	39	38	40
法人	1	1	1	1	1	1	1	1

（資料：府中市生活環境部産業振興課）

3 農業経営

(1) 消費者ニーズに合った販売方法

農産物の販売は、昭和30年代はほとんどが市場出荷でしたが、近年では都市化が進み、消費者が身近にいることや農家の減少に伴い共同出荷体制が整わず、個人出荷では市場性が低いこと、近隣の市場の閉鎖などから、自宅や農地の一角に直売所を設置し野菜の直売（庭先販売）を行う農家や、マインズ農業協同組合（以下「JAマインズ」といいます。）西府支店及び多磨支店にある「マインズショップ」や「府中特産品直売所」（平成17年開設）、「郷土の森観光物産館」（平成23年開設）といった共同直売所に出荷する農家、スーパーの地場産コーナーに出荷する農家なども増加しています。また、観光農業として「ぶどう園」、「ブルーベリー園」、「いちご園」、「ねぎのうね売り」、「じゃがいものうね売り」などを行う農家も増えています。平成15年度から開設され始めた体験型農園は、押立町、緑町などに現在4園ありますが、応募者が多数のため抽選で利用者を決めるほど人気があります。

平成4年度から始まった学校給食への出荷量は年々増えており、野菜だけでなく米や果実なども出荷されています。平成25年度では、府中産農産物の使用量は22トンで、総使用量に対する割合は3.9パーセントとなっていました。令和2年度では使用量28トン、総使用量に対する割合は5.2パーセントとなっています。

農家アンケート調査における農産物の販売方法の結果では、平成25年度と令和3年度を比較して、市場出荷の割合が2.1ポイント減少している一方で、個人直売所、共同直売所、スーパー・小売店その他すべての項目において割合が増加しており、市内で生産された農産物を市内で消費するという地産地消の市民還元型の経営が進んでいる状況がうかがえます。

【農産物の出荷及び販売の方法（複数回答）】

回答選択枝	平成25年度		令和3年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
市場出荷	56	13.9	22	11.8
個人で行っている直売	149	37.0	83	44.6
共同直売所への出荷	116	28.8	63	33.9
スーパー・小売店	43	10.7	27	14.5
うね売り・摘み取り	16	4.0	13	7.0

（資料：農家アンケート調査）

(2) 71パーセントの農家が現状維持

都市部の地価の高騰などから生産規模（農地）を拡大することが難しいこと、人を雇うほど収入が見込めないため家族労働で対応しなくてはならないことなどから、農家アンケート調査の結果では平成25年度は65パーセントの農家が

「現状の経営を維持していきたい」と考えていましたが、令和3年度では71パーセントに上昇しています。また、20パーセントの農家が経営を縮小したいと回答しており、農業経営の縮小傾向がうかがえます。

【今後の農業経営の方向】

回答選択枝	平成25年度		令和3年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
経営を拡大したい	25	6.2	10	5.4
経営を維持したい	264	65.5	132	71.0
経営を縮小したい	73	18.1	38	20.4
無回答	41	10.2	6	3.2
合計	403	100	186	100

(資料：農家アンケート調査)

(3) 農業収入の低迷

平成27年の農産物販売金額規模別農家数では、年間販売額が200万円～300万円未満の層が18.3パーセントで最も割合が高く、次いで50万円未満及び50万円～100万円未満が同率で15.4パーセント、100万円～200万円未満が14.3パーセントとなっています。販売額で300万円に満たない農家が7割以上を占めており、大部分の農家において農業で十分な収入を得られていない状況が続いています。

【農産物販売金額規模別農家数】

年間販売額	平成22年		平成27年	
	農家戸数	割合(%)	農家戸数	割合(%)
販売なし	15	7.7	13	7.4
50万円未満	30	15.4	27	15.4
50～100万円未満	27	13.8	27	15.4
100～200万円未満	36	18.5	25	14.3
200～300万円未満	25	12.8	32	18.3
300～500万円未満	26	13.3	22	12.6
500～700万円未満	16	8.2	13	7.4
700～1,000万円未満	8	4.1	8	4.6
1,000～1,500万円未満	9	4.6	4	2.3
1,500～2,000万円未満	0	0.0	1	0.6
2,000～3,000万円未満	0	0.0	0	0.0
3,000万円以上	3	1.5	3	1.7
合計	195	100	175	100

(資料：農林水産業センサス)

専業・兼業別の農家戸数では、市内の農家のうち第2種兼業農家が占める割合が最も高く90パーセント以上が第2種兼業農家となっています。これは、労働的には農業を中心にしているにもかかわらず農業収入が低いため、農地の一部を転用してアパートや駐車場を作るなど不動産収入と合わせた収入で生活せざるを得ない状況

にあるためです。農業従事者の確保の面からも、農業収入を増額・安定させる取組が必要です。

また、自給のみの農家については、平成26年では119戸で全体の25.4パーセントでしたが、令和3年では141戸で全体の33.8パーセントとなっており、小規模の農家の増加を背景に、自給のみの農家が第3次計画策定時と比べて24戸、8.9ポイント増加しています。

【専業・兼業別の農家戸数（再掲）】

区分		専業	兼業			合計
			第1種	第2種	自給のみ	
平成26年	戸数	10	20	438	119	468
	割合	2.1	4.3	93.6	25.4	100
令和3年	戸数	11	18	388	141	417
	割合	2.6	4.3	93.0	33.8	100

(資料：府中市農業経営調査)

(4) 作物別の現状

ア 稲作

昭和40年代半ばから米の過剰在庫の調整のため米の生産調整が行われた結果、米の生産は大幅に減少してきました。近年では、遺産分割に伴う農地の売却や宅地化、公共事業の協力、道路建設などにより、まとまった稲作地帯であった四谷地区の水田が大幅に減少しています。生産される米のほとんどが自家用米となっていますが、一部は学校給食や共同直売所へ出荷されています。

また、古代米（黒米）も生産されており、生産者で組織された古代米研究会が開発した加工品の黒米うどんや黒米焼酎は、府中特産品に選定されるなど需要も見込まれることから、今後も黒米パンなど新たな特産品としての利用が期待されています。

市内には、農業用水を管理する3つの用水組合がありますが、稲作農家の減少や組合員の高齢化により、組合の運営及び用水路の維持管理に影響が出ています。農業用水は稲作に必要なインフラであるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や身近な水辺空間としての機能も有しており、水田とともに計画的に残していくことが必要です。

【水稲作付け農家戸数、面積及び生産量の推移】

区分	昭和61年度	平成8年度	平成16年度	平成26年度	令和2年度
戸数	256	181	136	96	72
面積(a)	5,054	3,874	2,133	1,442	1040.5
生産量(t)	190	139.3	78.3	58.1	41.1

(資料：府中市農業経営調査)

【市内の農業用水組合】

団体名	令和2年度		かんがい区域	水源	取水方法
	組合員数 (人)	かんがい 面積 (ha)			
西府用水組合	72	16.7	四谷地域・住吉町地域 南町地域・日新町地域	多摩川	ポンプアップ
府中市用水組合	47	7.8	南町地域・矢崎町地域 是政地域・分梅町地域	多摩川 地下水	自然流下と ポンプアップ
多磨用水組合	18	1.7	押立町地域 小柳町地域	地下水	ポンプアップ

(資料：府中市生活環境部産業振興課)

イ 畜産

かつては本市においても酪農、養鶏及び養豚が盛んに行われ、それぞれ組合もありましたが、畜産物の価格低迷や都市化による飼育環境の悪化などの影響により、現在では養鶏農家1戸にまで減少しています。

鶏卵は、共同直売所やスーパーなどで、府中産の鶏卵として販売されるほか、養鶏場前の卵の自動販売機でも販売されています。

鳥インフルエンザ対策や家畜排せつ物法に基づく管理など、環境に配慮した畜産経営を行っていくことが必要です。

ウ 野菜

府中市の特産物として小松菜やわけねぎなどの単品目を専門に生産・出荷する組合がありますが、近年では直売による販売が増加しているため、年間を通じて多品目を少量ずつ生産する農家が増えてきています。

市内には、農事研究会連合会（野菜全般）、押立営農組合（小松菜）及び是政出荷組合（わけねぎ）といった生産組合があり、押立営農組合及び是政出荷組合は、ブランド性をいかし市場出荷やスーパーとの契約栽培などを行っています。また、出荷先ごとの組織として、府中農産物出荷組合、郷土の森農産物出荷組合、西府農産物直売会及び多磨地区生産者協議会はそれぞれの属する共同直売所への出荷を行い、給食センター出荷の会は、学校給食への出荷を行っています。このほか、特定の農産物を共同で生産・出荷するグループや、東京都エコ農産物認証やGAP認証の取得に取り組んで付加価値の向上を図る農家、うね売りをを行う農家など、消費者ニーズを取り入れた様々な魅力的な経営が行われています。

エ 果実

多摩川沿いで栽培されている梨が「多摩川梨」として有名ですが、高齢化などの理由により栽培農家は年々減っています。「稲城」、「豊水」、「幸水」など人気のある高品質な品種の栽培が行われており、販売方法はほとんどが宅配便による地方発送と直売です。梨生産者による果実生産出荷組合が組織され栽培

技術の向上に取り組んでいます。

梨のほかにも、ぶどう、キウイフルーツ、ブルーベリー、イチゴ、栗、柿など多くの果実が生産されており、ぶどうやブルーベリー、イチゴの摘み取りなど、観光農業を行っている農家もあります。

オ 植木・花き

市内には植木を主体とする植木花卉生産組合と花きを中心とする花卉園芸組合があります。

植木花卉生産組合は、かつては造園用の五葉松やツゲなど大型の植木の生産が主体でしたが、住宅面積が狭くなり植木を植えるスペースがなくなってきたことや景気の低迷などの影響で、現在では造園用の植木から盆栽、花き、鉢物、芝、グランドカバーなど様々な品目が変わっています。

花卉園芸組合は、かつては夏菊の生産が主体でしたが、現在では鉢物や切花など消費者ニーズに合った多種品目の生産が増えてきており、出荷先の約3割が市場、約7割が直売所となっています。

ク 椎茸

椎茸栽培者で組織する椎茸生産出荷組合があり、被覆材などで人工的なほだ場を作り原木を使った栽培を行う農家のほか、遮光型のビニール温室内で菌床栽培を行っている農家があります。

生産物は、直売や共同直売所へ出荷されており、「生椎茸」は府中観光協会推奨品となっています。

《第3次計画からの経過》

市では、農業者や農業者団体に対する各種の補助事業や灌漑用水対策、直売所の設置等を通して農業経営の安定・強化を図ってきました。従前からの取組に加え第3次計画期間中（平成27年度～令和3年度）において充実を図った農業経営支援に係る取組は次のとおりです。

○都市農地保全支援事業（平成27年度新規事業）

都市農地の保全を図るため、農地の持つ多面的機能の発揮や周辺地域の環境への配慮に資する施設整備等の経費に対して補助を行う都市農地保全支援事業を開始しました。

○水土里保全支援事業（平成27年度新規事業）

農業用水の維持管理に係る地域活動の経費に対して補助を行う水土里保全支援事業を開始しました。

※令和3年度現在、新型コロナウイルス感染症の影響により事業休止中。

○准認定農業者制度の創設（令和２年度新規事業）

農業経営基盤強化促進法に基づく国の認定農業者制度に加え、新たに市独自の基準による准認定農業者制度を創設し、市の単独事業として実施している補助制度において認定農業者と同水準の優遇措置を准認定農業者に対して設けました。

○都市農業活性化支援事業（令和２年度レベルアップ事業）

都市の有利性を生かした農業経営力強化を図る大規模な施設整備等の経費に対して補助を行う都市農業活性化支援事業について、平成２７年度までの農業経営力パワーアップ事業の後継事業として平成２８年度以降も継続実施し、令和２年度には補助率を約１／４引上げて支援の充実を図りました。

4 市民の意識とふれあい農業の推進

(1) 市民の農地・農業に対する意識

令和2年度に実施した市政世論調査の結果では、市内の農地が減っていくことに対し、「これ以上農地を減らさないでほしい」が18.1パーセント、「できる限り農地を残してほしい」が53.4パーセントとなっており、7割以上の市民が身近な地域の農地を残してほしいと感じている状況がうかがえます。

【市民の農地保全に対する意識】

回答選択肢	令和2年度	
	回答数	割合(%)
これ以上農地を減らさないでほしい	163	18.1
できる限り農地を残してほしい	481	53.4
都市化が進んでいるのでやむを得ない	183	20.3
都市化などは土地の高度利用となるので好ましい	15	1.7
その他	30	3.3
無回答	28	3.1

(資料：市政世論調査)

また、農業について重要だと思うことでは、「新鮮で安全な農産物の供給」の割合が最も高く、次いで「地域産業の活性化」、「自然や環境の保全機能」、「食育などの教育的役割」などとなっており、市民の農地・農業に対する期待は農産物の供給という機能にとどまらず、「産業」、「環境」、「景観」、「教育」、「伝統・文化」、「地域コミュニティ」、「防災」など多岐にわたり、様々な機能を有するものとして認識されていることがうかがえます。

【市民が農業について重要だと思うこと（複数回答）】

回答選択肢	令和2年度	
	回答数	割合(%)
新鮮で安全な農産物の提供	811	90.1
地域産業の活性化	319	35.4
自然や環境の保全機能	313	34.8
食育などの教育的役割	309	34.3
生活への潤いや安らぎの提供	201	22.3
地域の伝統・文化の継承	158	17.6
農業体験を通じたコミュニティの醸成	155	17.2
災害時における避難場所などの防災機能	99	11.0
身近なレクリレーションの場	36	4.0

(資料：市政世論調査)

農業振興のために市が力を入れていくべき施策については、「農産物の直売所の拡大・整備」、「学校給食への農産物の使用・供給の拡大」、「農産物の購入場所や入手方法の情報提供」など地産地消に関することが上位を占め、その他、一般の市民向けの施策としては「子どもを中心とした農業体験や食育の推進」が上位となっています。

【農業振興のために市が力を入れていくべき施策（複数回答）】

回答選択肢	令和2年度	
	回答数	割合(%)
農産物の直売所の拡大・整備	433	48.1
学校給食への農産物の使用・供給の拡大	310	34.4
農産物の購入場所や入手方法の情報提供	265	29.4
農業後継者の確保・育成	193	21.4
子どもを中心とした農業体験や食育の推進	182	20.2
各種イベントでの農産物の直売	180	20.0
新規参入農業者支援	153	17.0
農業経営への支援（農業用機械の購入助成など）	129	14.3
市内農産物を使った飲食店の拡大	107	11.9
市内農産物を使った加工品の開発	76	8.4
援農ボランティアの育成と活動支援	69	7.7
観光農園の拡充	66	7.3
特産農産物の研究・開発	46	5.1
環境保全や環境負荷の低減を踏まえた農業の推進	46	5.1
農業・農地を活用した環境教育の実施	37	4.1
農業の振興施策の策定	14	1.6

（資料：市政世論調査）

(2) 市民と農業とのふれあいの推進

都市化が進展する中で農業を次代に継承していくためには、地域における農地・農業の必要性や貴重さ、農地の持つ多面的機能などを多くの市民に理解してもらうことが重要です。本市では、都市農業の魅力や必要性を発信していくため、市民と農業とのふれあいを推進する各種の事業を展開しています。

【市民と農業とのふれあいの推進する市の事業】

事業名	内容
市民農業大学	市民を対象に農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を実施するものです。
親子ふれあい農園 農業プチ講座	小中学生の市民とその保護者を対象に、農業者の指導の下で種まきから収穫までの農業体験講座を実施するものです。
学童農園	市内小学校における学習の一環として農業者の指導の下で小学生が農業体験を行うものです。

事業名	内容
農業体験農園	市民が農園主との契約により割り当てられた区画で、農園主の作付計画に沿って指導を受けながら農産物の栽培を行う農業体験農園の運営を支援するものです。
市民農園	所有者から農地を借り受け、小規模な区画を定めて市民に農園として貸し出すものです。
農業公園	市民と農業とのふれあいを推進する拠点として、園内に農園や体験学習施設を備えた施設です。種まきから収穫までの農業体験講座や収穫体験イベントを実施します。
うね売りのあっせん	市民に農業者の生産した農産物（ジャガイモ、ネギ）のうね売りのあっせんを行うものです。
援農ボランティアの受入れ先の紹介	援農ボランティア活動を希望する市民に受け入れが可能な農業者を紹介するものです。
農業まつり	農業者と市民とのふれあいを深めるためのイベントで、府中産農産物の直売をはじめステージイベントや農産物の展示等を行います。
農業品評会	生産された農産物を展示比較することにより農業者の生産技術・意欲の向上を図るとともに、市民に府中産農産物の魅力をPRするものです。
農産物直売所マップ	市内の共同直売所及び個人直売所を紹介するための冊子を作成し、市民に無料配布するものです。

《第3次計画からの経過》

第3次計画は、「ふれあい農業の推進」を農業振興の4つの基本方針のうちの1つに組み入れることで、前計画と比べてより市民と農業とのふれあいの推進に重点を置いた計画として策定しました。そうした第3次計画期間中（平成27年度～令和3年度）において拡充した「ふれあい農業の推進」に係る取組は次のとおりです。

○西府町農業公園の整備・開設（平成28年度新規事業）

本市の初めての取組として、市民と農業とのふれあいを推進する拠点となる農業公園を整備・開設しました。平成28年度に農業公園整備計画検討協議会を設置し、今後の農業公園の整備の方向性等について協議を重ね、翌平成29年度に「府中市農業公園の整備に係る基本方針」を策定しました。同年、この方針に基づき西府町農業公園の整備に着手し、その後、地域の農業者へのグループインタビューや市民参加のワークショップを経て施設の設計を取りまとめ、令和2年度には新設工事を実施し、同年度末に施設の供用を開始しました。

5 農業を取り巻く税制度・農地制度

(1) 農業を続けていくための障害は相続税の負担

農家アンケート調査の結果では、「農業を続けていくために障害となっていること」として、「相続税の負担」の割合が最も高く、次いで「農業収入が少ない」、「農地の周辺が開発されて農業環境が悪化している」、「後継者がいない」が同程度の割合となっています。

【農業を続けていくために障害となっていること（複数回答）】

回答選択肢	令和3年度	
	回答者数	割合 (%)
相続税の負担	111	59.7
農業収入が少ない	76	40.9
農地周辺の開発で農業環境が悪化している	76	40.9
後継者がいない	74	39.8
販売先がない	7	3.8

(資料：農家アンケート調査)

(2) 生産緑地制度と宅地並み課税制度

平成4年度から、市街化区域内の農地の宅地への利用転換を促進するために、宅地並み課税制度が導入され、同時に農地の公共用地などへの利用転換を目的として、生産緑地法の改正も行われました。生産緑地に指定された農地は指定から30年間の耕作義務が課される一方で税制の優遇を受けることができる仕組みとなっています。この結果、市内の農地は生産緑地法に基づく生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地（宅地化農地）に区分されました。

これまで、主に宅地化農地が減少してきましたが、農業従事者の死亡や故障による生産緑地の減少も少なくありません。農業従事者の高齢化が進んでいるため、今後もこうした傾向は続くものと考えられます。

なお、令和4年には多くの農地が生産緑地地区の指定から30年を迎え、指定解除（＝耕作義務の解除）の事前手続きとなる生産緑地の買取申出が可能となることから、平成29年には生産緑地法が改正され、指定から30年を経過する生産緑地の耕作義務と税制優遇を農地所有者の申請により10年間延長することのできる特定生産緑地制度が創設されました。現在、市において、生産緑地から特定生産緑地への移行手続きが順次進められています。

【生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地の特徴】

区分	生産緑地（又は特定生産緑地）地区内農地	宅地並み課税農地
固定資産税	生産緑地課税（年） 約 1.7 円/㎡（畑）・約 2.1 円/㎡（田）※1 【評価額 108 円/㎡（畑）・126 円/㎡（田）】	生産緑地の 250～400 倍程度（宅地並み課税）
農地以外への転用	指定後、法で定められた期間※2 を経過した場合若しくは農業従事者の死亡又はそれに準ずる故障があった場合のみ	届出
相続税の納税猶予制度の適用	適用される※1	適用されない

※1 生産緑地（又は特定生産緑地）地区の指定から法で定められた期間※2 が経過したことにより買取申出が可能となった農地については、段階的に税制の優遇措置は是正されることとなり、この限りではない。

※2 生産緑地の場合は指定から 30 年、特定生産緑地の場合は指定又は指定期限の延長から 10 年。

(3) 相続税の納税猶予制度

平成 4 年度の租税特別措置法改正に伴い、農地に係る相続税の納税猶予の適用は、三大都市圏では生産緑地地区内農地のみとなり、納税猶予期間も一生涯となっています。また、農家の生計の実態は、農業収入だけでは十分ではないことから、アパートや駐車場などの不動産収入で補っているのが現状です。そのため、相続が発生したときには、生産緑地地区内農地に係る相続税の納税猶予の適用を受けたとしても、その他に所有する宅地化農地やその他不動産に係る相続税を納税する余裕がないために、農地を売却せざるを得ないことが多く、農地の減少する大きな要因となっています。

第2 府中農業の課題

1 農地

近年、年間で約3ヘクタール（全農地面積の約2パーセント）の農地が減少しています。このままのペースで推移すると45年後には市内から農地がなくなってしまう。

個人の資産である農地が、相続などを契機に減少していくことは、やむを得ないことではあります。しかし、多くの市民がこれ以上農地を減らさないでほしいと望んでいるとともに、農産物の生産のみならず、「防災」、「環境」、「教育」といった多面的機能を有する農地は、市民生活に多くの役割を果たしています。個々の農業者の努力だけでは都市地域の農地を保全していくことは困難なことから、一定のまとまりを持った良好な生産基盤として農地を将来にわたって残すためには、市が支援していくことが必要です。

2 農家と農業従事者

農家戸数及び農業従事者数ともに減少傾向が加速しつつあります。次代を担う農業後継者をはじめとした新規就農者を確保するためには、効率的かつ高収益な農業により経営が成り立つような環境づくりや、将来への不安材料となっている相続税などの農地税制問題の改善が必要です。

また、農業従事者の高齢化が進む中で、省力化のための機械化や新しい技術導入、援農ボランティア制度の活用なども必要です。

さらに、生産活動はもとより、加工品の開発、直売や観光農園の集客など、女性ならではの発想による新たな経営も重要な要素となってきたことから、女性農業者が積極的に経営に参画し、活躍できる環境の整備も必要です。

3 農業経営

生産基盤となる農地の小規模化や農産物の価格低迷等により、多くの農家において農業収入が低迷しており、農業のみで安定的な経営を行っていくことは大変難しい状況となっています。そうしたなかで、今後の経営について71パーセントの農家が現状維持、20パーセントの農家が縮小を考えています。

農業収入だけで経営を安定させるためには、限られた農地でも生産性・品質の向上や安定化により農地面積当たりの収益を上げる取組、6次産業化やブランド化、摘み取り農園などの観光農園化など、農産物の付加価値を高める取組が必要です。

巨大な消費地の中で生産しているという利点（流通コスト削減、高い集客性等）を生かした工夫や、経営規模にあった出荷先の確保に努めていくことが必要です。

4 市民の農業への理解とふれあい農業の推進

市民の農地・農業に対する期待は、地産地消への関心等を背景に農産物の供給機能にとどまらず、「産業」、「環境」、「景観」、「教育」、「伝統・文化」、「地域コミュニティ」、「防災」など多岐にわたっています。また、都市化の進展により農地と住宅との混在化が進む中で農業を継続していくためには、地域における農地・農業の必要性や貴重さについてより多くの市民に理解を得ることが重要です。市ではこうした認識のもと、市民と農業とのふれあいを推進する様々な取組を実施してきました。今後もより多くの市民の農地・農業への関心を引き出し、理解を深めるため、市民が農業とふれあうことのできる機会を拡充していく必要があります。他方、農業上で発生する農薬や砂じんの飛散、騒音、害虫等に関する近隣への配慮や、低農薬・減化学肥料による環境にやさしい栽培手法の導入など、地域住人の理解を得ながら都市と共存する農業が求められています。

5 農業を取り巻く税制度・農地制度

農業を続けていくための大きな障害は相続税の負担と均分相続による農地の細分化及び宅地化の問題です。地価が高く、税負担の大きい三大都市圏で相続が発生しても農地・農業が残せるよう都市農業独自の経営基盤体制の構築や支援制度の確立、都市計画における街づくりや農地制度・税制度の改正などについて、引き続き農業団体とともに国や関係機関などへ積極的に要請することが必要です。